

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>3・4 （略）</p> <p>2 政策立案総括審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づき政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）</p> <p>第十一条 大臣官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p>